区分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百三十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	
基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）
規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）
規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額